

外郭団体のあり方



平成23年3月

名古屋港管理組合

はじめに

本組合では、行政の補完的・代替的機能を果たすため、政策的に外郭団体を設立し、活用してきました。これにより、住民、港湾利用者等へのサービスの充実を図り、港湾行政の質を向上してきたところです。

しかしながら、外郭団体の設立から年数も経過し、この間、社会経済状況の変化、本組合の財政状況の変化等、外郭団体を取り巻く環境は、変化が著しく、厳しさを増してきています。

本書「外郭団体のあり方」は、このような状況変化を受け、改めて今日的観点から外郭団体のあり方を見直したものです。

見直しの過程では、まず4つの視点から各外郭団体の実施事業を点検しました。点検においては、事業と団体の設立目的との「適合性」、事業の「必要性」と「公益性」、事業の「民間への代替の可能性」を検討しました。

その上で、外郭団体のあり方の基本方針として、「団体の廃止、又は事業の移管の推進」、「関与の見直し」、「自主的・自立的な経営改善の促進」という3点を掲げて、各団体の検討を行いました。

この検討により、団体ごとに、それぞれの特性から今後の活用の方向性を考え、経営改善、公益法人制度改革への対応にまで言及しています。さらに、従来曖昧だった外郭団体の定義を定め、本組合の外郭団体への財政的・人的関与の考え方についても取りまとめています。

本組合の外郭団体一覧

(財)名古屋みなと振興財団
(財)名古屋港緑地保全協会
(財)名古屋港船員厚生施設運営会
(社)名古屋清港会
名古屋港鉄鋼埠頭(株)
名古屋臨海鉄道(株)
(財)名古屋港埠頭公社
名古屋コンテナ埠頭(株)
名古屋臨海高速鉄道(株)

目 次

第1章 外郭団体のあり方検討の基本的な考え方

- 1. 外郭団体のあり方検討の実施の背景…………… 4
- 2. 外郭団体の位置づけの明確化…………… 5
- 3. 外郭団体のあり方の基本方針…………… 5

第2章 外郭団体の方向性

- 1. 外郭団体の方向性の検討…………… 7
- 2. 外郭団体の目指す方向性
 - (財)名古屋みなと振興財団…………… 10
 - (財)名古屋港緑地保全協会…………… 13
 - (財)名古屋港船員厚生施設運営会…………… 16
 - (社)名古屋清港会…………… 18
 - 名古屋港鉄鋼埠頭(株)…………… 21
 - 名古屋臨海鉄道(株)…………… 23
- 3. 外郭団体のあり方検討会の対象外とした3団体…………… 25
 - (財)名古屋港埠頭公社
 - 名古屋コンテナ埠頭(株)
 - 名古屋臨海高速鉄道(株)

第3章 外郭団体に対する関与の考え方

- 1. 外郭団体の定義…………… 27
- 2. 財政的関与の見直し…………… 28
- 3. 人的関与の見直し…………… 29

第 1 章 外郭団体のあり方検討の基本的な考え方

1. 外郭団体のあり方検討の実施の背景

(1) 外郭団体とは

外郭団体は、個々の事業の特性から別途専門的事業団体として**政策的に設立された法人**です。

その特性としては、社会経済情勢の変化や多様化・高度化する利用者ニーズに対し、**専門的な知識、経験、ノウハウを活用**することにより、本組合に限られた人員・財源の中で直接事業を実施するよりも「**より効率的・効果的な公共サービスの提供**」と「**機動的・弾力的な業務運営**」を可能にしていることが挙げられます。

外郭団体は、本組合に代わって「**港湾行政の活動領域**」を担う主体、すなわち**専門的な行政機能を補完・代替する役割を担う存在**です。

外郭団体が常に時代の要請に適した役割を果たしていくため、本組合としても外郭団体の不断の経営改善と適切な事業実施により、**簡素で効率的な行政基盤の確立と公共サービスの質を向上させ**、その成果を積極的に地域住民及び港湾利用者へ**還元**することが求められます。

(2) これまでの本組合の改革の経緯

本組合では、平成14年に「行政改革大綱」を策定し、これに基づく「第2次行政改革実施計画」を策定し、行政基盤を強化してきました。この実施計画における推進項目の一つとして、「外郭団体の経営改善及び体制の見直し」を掲げ、外部調査機関の支援による事務事業評価の実施及び類似団体の統合を行い、経営効率を向上させてきました。

こうした本組合の外郭団体に対する適切な指導を実施してきたこともあり、本組合の外郭団体の財務内容は概ね健全なものとなっております。

(3) 近年の外郭団体を取り巻く環境の変化

しかし、その後、指定管理者制度の導入、公益法人制度改革など、外郭団体を取り巻く環境（法制度、社会経済情勢等）は、近年、急速に大きく変化しています。

それらに加え、厳しい本組合の財政状況、利用者ニーズの多様化、民間・NPOの成熟などを背景として、より一層、簡素で効率的な行政基盤の確立と公共サービスの質の向上が求められていることから、**外郭団体の存在意義そのものを問い直す**とともに、**本組合の関与についても点検し、そのあり方を見直す**ことが喫緊の課題となっております。

2．外郭団体の位置づけの明確化

外郭団体のあり方の検討にあたっては、設立から一定の年月が経過しているため、外郭団体の実施する事業の必要性、設立目的との適合性の点検を行うこととします。また、実施する事業の公益性、民間への移管可能性についても点検を行い、外郭団体の位置づけを明確化することとします。

4つの視点からの点検

目的適合性

実施する事業と設立目的が合致しているかを検証する。

必要性

実施する事業は、地域住民、又は港湾利用者にとって必要性の高いものかを検証する。

公益性

実施する事業は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものかを検証する。

実施主体

実施する事業は、民間で代替できないかを検証する。

3．外郭団体のあり方の基本方針

本組合は、限られた資源の中で簡素で効率的な行政基盤の確立と、公共サービスの質を向上させる必要があります。そこで、専門的な行政機能を補完・代替する役割を担う外郭団体を、環境変化に適切に対応した、持続可能な運営ができる団体とするために、以下の基本方針に従ってあり方の検討をしました。

なお、検討の結果、公益法人制度改革への対応が必要な団体については、移行に必要な要件の整備を進めることとします。

団体の廃止、又は事業の移管の推進

- ・ 設立当初の役割を終えた、あるいは設置の意義が薄れた団体は廃止する。
- ・ 小規模団体は、他の大規模かつ事業受け入れ可能な団体へ移管後に解散する。
- ・ 民間に任せることができる事業は、民間を活用する。

関与の見直し

- ・ 団体の自主性・自立性を尊重しつつ、公益性、経営状況、また、本組合との連携、民間との競合などを視野に入れ、本組合の関与の妥当性が薄れている団体については、財政的・人的関与の見直しを行う。

自主的・自立的な経営改善の促進

- ・ 見直しを踏まえたうえで、引き続き活用していく団体については、その運営において、地域住民、又は港湾利用者への説明責任を明確化するとともに、コスト削減、内部統制の構築、サービスの向上に取り組む。

第2章 外郭団体の方向性

1. 外郭団体の方向性の検討

外郭団体のあり方の基本的な考え方に基づき、外郭団体9団体のうち、本組合以外（名古屋市）が主体となって設立した1団体及び港湾法の改正への対応（ ）をする2団体を除く**6団体**の存在意義や事業・運営について、「**目的適合性**」、「**必要性**」、「**公益性**」、「**実施主体**」の4つの視点から点検を行いました。

その上で、各団体の方向性として、1団体を廃止し、残る5団体については、経営改善を実施していくこと、特に社団法人（特例民法法人）、財団法人（特例民法法人）については、公益法人制度改革についても対応していくこととして、今後の道筋を整理しました。

（ ）(財)名古屋港埠頭公社、名古屋コンテナ埠頭(株)については、港湾法の改正を踏まえながら、団体の方向性を別途検討しており、検討対象外としました。

各団体が実施する事業の4つの視点からの点検結果

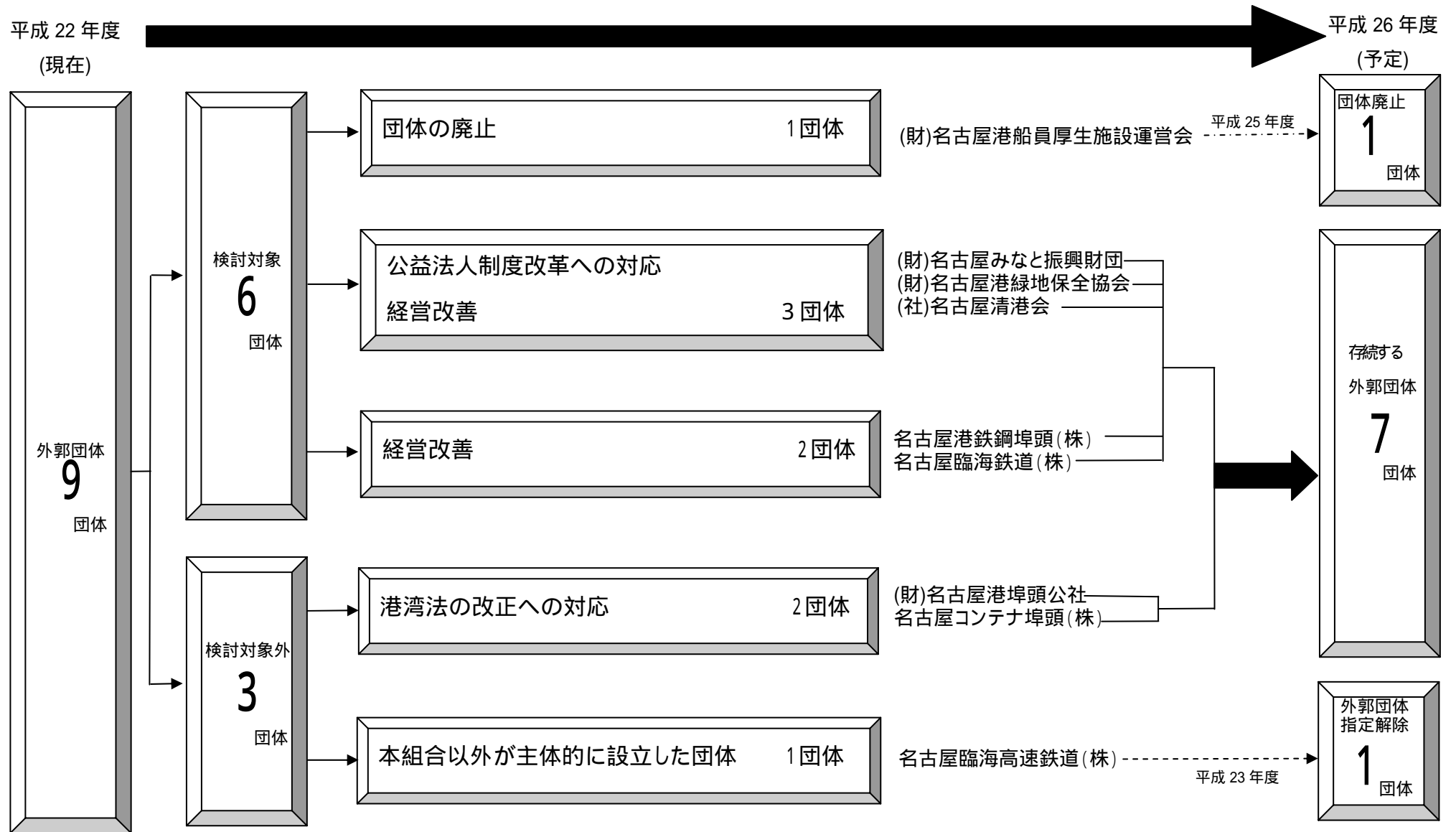
目的適合性	6つの全ての団体が設立目的と合致（ ）
必要性	6つの全ての団体が実施する事業の必要性が高い（ ）
公益性	第2章の各団体の「活用の方向性」における「事業の公益性」に記載
実施主体	第2章の各団体の「活用の方向性」における「活用方針」に記載

（ ）各団体ごとの点検結果については省略。

外郭団体のあり方の基本方針に従った検討結果

外郭団体のあり方の基本方針	対象となる団体	記載箇所
団体の廃止、又は事業の移管の推進	(財)名古屋港船員厚生施設運営会	・次ページ ・第2章の(財)名古屋港船員厚生施設運営会の方向性
関与の見直し	全ての外郭団体	第3章
自主的・自立的な経営改善の促進	全ての外郭団体	第2章の各団体の「経営改善方針」

外郭団体の方向性



2 . 外郭団体の目指す方向性

(財)名古屋みなと振興財団	10
(財)名古屋港緑地保全協会	13
(財)名古屋港船員厚生施設運営会	16
(社)名古屋清港会	18
名古屋港鉄鋼埠頭(株)	21
名古屋臨海鉄道(株)	23

(財)名古屋みなと振興財団



平成 24 年度末までの移行を目指し、公益法人制度改革に対応（公益財団法人）

今後のスケジュール

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
公益法人制度改革への対応	移行準備	移行申請	公益財団法人へ移行
経営改善		経営改善の実施	

団体の概要	設立年月日	昭和 46 年 3 月 6 日		
	基本財産	7,000 万円	本組合出捐金	7,000 万円 (100%)
	設立目的	名古屋港における海事思想の高揚と海洋文化の普及に努め、併せて観光事業の振興を図り、名古屋港の発展に寄与することを目的とする。		
主な事業の内容	1. 海洋生物等の飼育・展示事業及び調査・研究事業等			
	(1) 海洋生物等の飼育・展示事業 海洋生物等の適正な飼育管理及び特性を引き出すための展示の工夫を行う事業である。 この事業は、 専門的な知識、経験、ノウハウ が求められる事業である。			
	(2) 海洋生物等の調査・研究事業 海洋生物等の生態を調査・研究するとともに国内外の水族館関係者・研究者との共同繁殖研究も行い、その成果を積極的に情報発信する事業である。 この事業は、 専門的な知識、経験、ノウハウ、他の水族館や学術機関とのネットワーク が求められる事業である。			
	(3) 海洋文化の普及事業 海洋文化の普及に向け、名古屋港水族館において「海辺の生物観察会」、「ウミガメ観察会」等の開催及び機関紙を発行する事業である。 また、飼育員やボランティアによる解説を行い、水族館の楽しさや感動を伝える事業である。 この事業は、 専門的な知識、経験、ノウハウ、学術機関とのネットワーク が求められる事業である。			

主な事業の内容	<p>(4) 名古屋港水族館の管理運営事業</p> <p>人々が水族への親しみを深め、生命のすばらしさを身近に感じさせる海洋生物とのふれあいの場として、名古屋港水族館が活用されるように適切な管理運営を行い、快適な観覧環境を提供する事業である。</p> <p>この事業は、専門的な知識、経験、ノウハウが求められる事業である。</p>
	<p>2. 海事思想の啓蒙事業等</p> <p>(1) 海事思想の啓蒙事業</p> <p>海事思想の啓蒙に向け、主に名古屋港ポートビルにおいて、海事に関する講演会・見学会・ゼミナール等を開催する事業である。</p> <p>この事業は、専門的な知識、経験、ノウハウが求められる事業である。</p> <p>(2) 名古屋港ポートビル・南極観測船ふじの管理運営事業</p> <p>名古屋港ポートビル・南極観測船ふじにおいて、利用者が理解しやすい展示の工夫及び満足度を向上させる等の適切な管理運営を行い、効果的に海事思想の啓蒙を行うための環境を提供する事業である。</p> <p>また、国内外の関係機関と交流を図り、海事に関する情報及び展示関係資料の収集なども行う事業である。</p> <p>この事業は、専門的な知識、ノウハウ、公平性、サービス水準の維持、安定的・継続的な実施が求められる事業である。</p> <p>(3) ガーデンふ頭臨港緑園の管理運営事業</p> <p>地域住民、就業者など名古屋港に集うあらゆる人々に対して、多数のイベントが開催されるガーデンふ頭臨港緑園を適切かつ良好に保ち、魅力的な環境を提供することにより、多数の来港者を呼び込むだけでなく、ときめきとやすらぎを感じ、うるおいのある快適な空間として利用されることを目的とする事業である。</p> <p>この事業は、公平性、サービス水準の維持、安定的・継続的な実施が求められる事業である。</p>
	<p>3. 観光宣伝事業及びジェティの管理運営事業</p> <p>(1) 観光宣伝事業</p> <p>名古屋港への来港者を増やすことを目指して、新聞、雑誌への広告掲載、旅行代理店への営業活動などを展開する事業である。</p> <p>この事業は、観光事業者等とのネットワーク、経験、ノウハウが求められる事業である。</p> <p>(2) ジェティの管理運営事業()</p> <p>名古屋港水族館の支援を目的とした集客施設として、効果的に管理運営する事業である。</p> <p>この事業は、名古屋港水族館を始めとしたガーデンふ頭観光施設との連携、集客施設の運営ノウハウが求められる事業である。</p> <p>() ジェティ・・・物販及び飲食を中心とした集客施設。</p>
	<p>4. 収益事業</p> <p>名古屋港水族館始め名古屋港ポートビル他、諸施設の利用者へのサービスの一環として、ミュージアムショップ、レストラン及び自動販売機等の運営を行う事業である。</p> <p>この事業は、施設の利便向上のノウハウが求められる事業である。</p>

活用の方向性	<p>1. 事業の公益性 実施する事業は、国内外の学術機関から高い評価を得ている研究成果等を背景とした良質なサービスを誰もが受ける機会があるため、公益性がある。</p> <p>2. 活用方針</p> <p>(1) 名古屋港水族館の管理運営事業等 (1) 当団体が保有する専門的な知識、経験、ノウハウ、他の水族館や学術機関とのネットワークが不可欠であり、当団体以外では事業の実施は困難であるため、当団体を活用することで求められるサービスの質、量を確保していく。</p> <p>(1) 海洋生物等の飼育及び展示事業、海洋生物等の調査及び研究事業、海洋文化の普及事業、名古屋港水族館の管理運営事業等</p> <p>(2) 名古屋港ポートビルの管理運営事業等 (2) 当団体は、専門的な知識、経験、ノウハウ、他の博物館や学術機関とのネットワークを保有しており、当団体を活用することで、求められるサービスの質、量を確保していく。</p> <p>(2) 名古屋港ポートビル・南極観測船ふじ・ガーデンふ頭臨港緑園の管理運営事業、海事思想の啓蒙事業等</p> <p>(3) 観光宣伝事業及びジェティの管理運営事業 当団体は、関係官公庁及び観光事業者等とのネットワークを構築し、集客施設の運営ノウハウを保有している。</p> <p>また、名古屋港への来港者を増やすためには、指定管理者である当団体が名古屋港水族館を中核施設として観光宣伝及びジェティの管理運営を実施することが最も効果的であるため、当団体を活用することで、求められるサービスの質、量を確保していく。</p>
経営改善方針	<p>経費削減、利便性向上の実施</p> <p>主な取組み事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当団体が発注する業務委託費の削減に向けた取組み ・ 割引制度の拡充 ・ 研究成果の発信と広報 ・ 東アジア観光客の増加に向けた取組み
公益法人制度改革	<p>当団体が実施する事業内容から公益認定を受ける可能性が高いと考えられる。</p> <p>なお、動物の飼育・展示、調査・研究事業及び動物園・水族園を管理運営する他の公共団体の外郭団体が公益認定を受けている。</p>

(財)名古屋港緑地保全協会



平成 24 年度末までの移行を目指し、公益法人制度改革に対応
(公益又は一般財団法人(非営利型))(注))

(注) 公益又は一般財団法人(非営利型)への移行については、類似団体の動向を注視しながら対応

今後のスケジュール			
区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
公益法人制度 改革への対応	移行準備	移行申請	公益又は一般財団法人 (非営利型)へ移行
経営改善		経営改善の実施	

団体の概要	設立年月日	昭和 59 年 5 月 1 日		
	基本財産	5,000 万円	本組合出捐金	5,000 万円 (100%)
	設立目的	豊かで快適な港湾環境を創出するため、名古屋港の臨港地区内及びその周辺の緑化を推進し、適切な環境保全に努め、もって名古屋港の発展と親しまれる港づくりに寄与する。		
主な事業の内容	1. 緑化推進事業			
	(1) 講演会の開催事業 親しまれる「みなとづくり」の一環として、緑化に関する知識の向上を目的とした講演会を開催する事業である。 この事業は、 関係機関とのネットワーク が求められる事業である。			
	(2) 園芸講習会の開催事業 緑化及び花木に関して、地域住民の理解を深めるとともに、知識を向上させるため、園芸講習会(クリスマス寄せ植えづくり等)を開催する事業である。 この事業は、 関係機関とのネットワーク が求められる事業である。			
	(3) 苗木の生産・頒布事業 港区民まつり、フレンドリーポート等に参加し、花鉢の配布・販売を行い、一般住民に花木へのふれあいを通じて緑化への理解と関心を深める事業である。 この事業は、 関係機関とのネットワーク、専門的な知識、ノウハウ が求められる事業である。			

主な事業の内容	<p>2. 臨港緑地の管理運営事業</p> <p>地域住民、就業者など名古屋港に集うあらゆる人々に対して、臨港緑地を適切かつ良好に管理運営することにより、ときめきとやすらぎを感じ、うるおいのある快適な空間として利用されることを目的とする事業である。</p> <p>この事業は、公平性、サービス水準の維持、安定的・継続的な実施が求められる事業である。</p>
	<p>3. 運動施設の管理運営事業</p> <p>(1) 運動施設（ゴルフ倶楽部、運動広場）の管理運営事業</p> <p>運動施設を適切かつ良好に管理運営することにより、地域住民、就業者など名古屋港に集うあらゆる人々のスポーツを通じた心身の健全な育成に寄与することを目的とした事業である。</p> <p>この事業は、公平性、サービス水準の維持、安定的・継続的な実施が求められる事業である。</p> <p>(2) ジュニアゴルフ事業</p> <p>児童又は青少年の健全な育成に資するため、プロゴルファーによるジュニアゴルフ教室を開催する事業である。</p> <p>この事業は、関係機関とのネットワーク、専門的な知識、ノウハウが求められる事業である。</p>
	<p>4. 収益事業</p> <p>運動施設（ゴルフ倶楽部、運動広場）の利用者へのサービスの一環として、打球練習場やレストラン、売店、自動販売機等の運営を行う事業である。</p> <p>この事業は、施設の利便向上のノウハウが求められる事業である。</p>

活用の方向性	<p>1. 事業の公益性 実施する事業は、誰もが低廉な料金で良質なサービスを受ける機会があるため、公益性がある。</p> <p>2. 活用方針 (1) 緑化推進事業、臨港緑地及び運動施設の管理運営事業 当団体が指定管理者となっている名古屋港の中部地区については、競争力の向上を見極めつつ、当団体を活用することで求められるサービスの質、量を確保していく。</p> <p>(2) ゴルフ倶楽部の管理運営事業 当団体が指定管理者になっていること、また、収益の一部が名古屋港環境振興基金に納められ、臨港緑地の整備・改修の財源となり、人々に親しまれる緑地空間の形成に寄与していることから、当団体を活用することで求められるサービスの質、量を確保していく。</p> <p>なお、当団体がゴルフ倶楽部の外周施設（サイクリングロード等）の整備のために国から無利子貸付金を借り入れるに際して、ゴルフ倶楽部の管理運営事業の収益により、当団体が償還（平成30年度に償還完了予定）することが条件とされている。</p> <p>また、ゴルフ倶楽部用地は、将来的に鍋田ふ頭の物流需要が高まり、開発保留地が無くなった場合の重要な緩衝用地である。このため、本組合が100%出捐する当団体が管理運営主体として、急激な物流需要の高まりに迅速かつ柔軟に対応していく。</p>
経営改善方針	<p>経費削減、利便性向上の実施</p> <p>主な取組み事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当団体が発注する業務委託費の削減に向けた取組み ・ スポーツを通じた来港者の心身の健全な育成に寄与する事業の充実 ・ 施設利用者の増加に向けた取組み
公益法人制度改革	<p>公益又は一般財団法人への移行については、ゴルフ場を管理運営する他の公共団体の外郭団体（特例民法法人）は、全国に15団体あるが、現在のところ公益認定の事例が無いため、公益法人制度改革への対応の動向を注視していくこととする。</p>

(財)名古屋港船員厚生施設運営会



平成 25 年度に (財)名古屋みなと振興財団にハーバーロッジなごやの管理運営事業の移管を行う。その他の事業については、本組合へ移管して解散する。

今後のスケジュール

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
(財)名古屋港船員厚生施設運営会			
経営改善	経営改善の実施		
事業移管及び解散の手続き	事業移管及び解散の準備		事業移管 → 解散
(財)名古屋みなと振興財団			
公益法人制度改革への対応	移行準備	移行申請	変更申請

注: 矢印は、(財)名古屋港船員厚生施設運営会から(財)名古屋みなと振興財団への変更申請を示している。

団体の概要	設立年月日	昭和 36 年 4 月 1 日		
	基本財産	500 万円	本組合出捐金	0 円 (0%)
設立目的	名古屋港における船員及びその家族に対する福利厚生事業を行うため、船員宿泊施設の運営にあたり、名古屋港の発展を図るとともにわが国海運の伸展に寄与する。			
主な事業の内容	ハーバーロッジなごや及び名古屋港船員船客待合所の管理運営事業			
	<p>名古屋港における船舶乗組員の福利厚生を増進するための施設であるハーバーロッジなごや(名古屋船員会館)及び名古屋港船員船客待合所の管理運営を行う事業である。</p> <p>この事業は、港湾法の港湾管理者の業務としての船員の福利厚生施設(公共施設)の管理運営であることから、公平性、サービス水準の維持、安定的・継続的な実施が求められる事業である。</p>			

活用 の 方 向 性	<p>1. 事業の公益性 実施する事業は、公共施設の管理運営であり、低廉な料金で、広く一般に開放している。したがって、公益性がある。</p> <p>2. 活用方針</p> <p>(1) 名古屋港船員船客待合所の管理運営事業 清掃が主な業務であり、民間による代替が可能であると考えられるため、本組合へ移管し、民間への業務委託に変更することとする。</p> <p>(2) ハーバーロッジなごやの管理運営事業 この事業は、港湾法の港湾管理者の業務としての船員の福利厚生施設(公共施設)の管理運営であり、公益性を考慮した低廉な料金で広く一般にも開放している。 また、当該施設は建築後40年が経過しているが、周辺の宿泊施設の立地状況は流動的であり、大規模改修の可否を判断する時期ではない。</p> <p>一方、当団体は、港湾法の港湾管理者の業務を代行するため、営利を目的としない公益法人として設立されている。当該施設は、自主財源により運営されているものの、当団体は、事業規模が非常に小さいことから、宿泊者数が減少傾向にある中、運営効率の向上が不可欠の状況となっている。</p> <p>こうしたことから、規模の大きな団体であり、旅行業界、観光業界とのネットワークを有し、公益財団法人を目指している(財)名古屋みなと振興財団へ事業の移管を行うことにより、事業効率を向上させていく。</p>
経営 改善 方針	<p>経費削減、利便性向上の実施</p> <p>主な取組み事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当団体が発注する業務委託費の削減に向けた取組み ・宿泊者数の増加に向けた取組み
公益 法人 制度 改革	<p>ハーバーロッジなごやの管理運営事業を(財)名古屋みなと振興財団へ移管するに際して、公益目的事業、又は収益事業とするのかについては、船員の福利厚生施設を管理運営する他の公共団体の外郭団体(特例民法法人)の公益法人制度改革への対応の動向を注視していくこととする。</p>
特記 事項	<p>施設及び管理のあり方について</p> <p>今後、施設の老朽化が著しくなった場合、宿泊者数の減少により経営がより厳しくなった場合、代替宿泊施設が立地した場合は、施設(大規模改修実施の可否を含む。)及び管理のあり方を検討する。</p> <p>固有職員の取扱い</p> <p>当団体の職員は、業務の関連性、類似性といった観点を考慮しつつ、事業移管先の外郭団体において、その雇用の確保等を指導する。</p>

(社)名古屋清港会



平成 24 年度末までの移行を目指し、公益法人制度改革に対応 (公益社団法人)

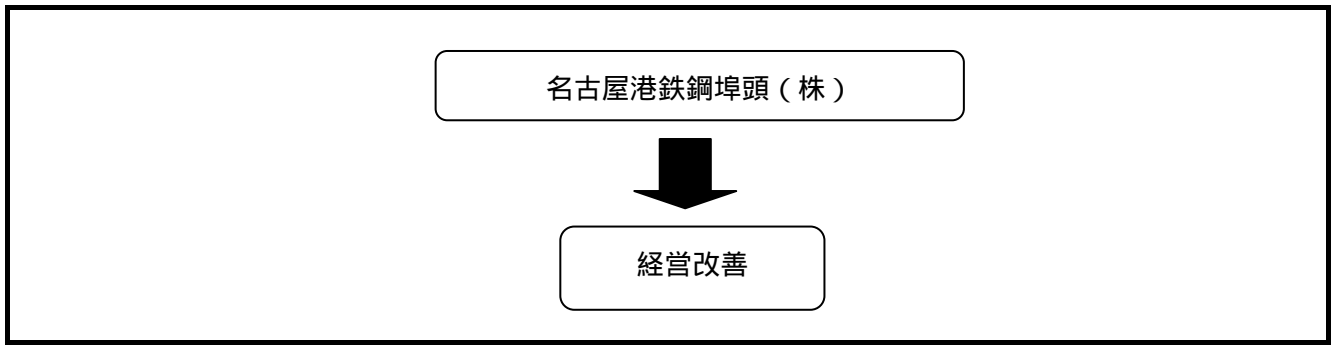
今後のスケジュール

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
公益法人制度改革への対応	移行準備	移行申請	公益社団法人へ移行
経営改善		経営改善の実施	

団体の概要	設立年月日	昭和 34 年 12 月 22 日
	設立目的	名古屋港及びこれに接続する河川において、漂流物及び汚物等の除去並びに投捨の防止に関する事業を行い、もって航行船舶の安全及び港内の美化を図り、あわせて公衆衛生の向上に資する。
主な事業の内容	1. 啓蒙宣伝事業 名古屋港及びこれに接続する河川において、航行船舶の安全及び港内の美化と公衆衛生の向上のため、市内の小学生に対する清掃作業見学会、地域住民に対する「港湾及び河川の美化」の呼びかけ、ごみの投捨防止等の啓蒙宣伝を行う事業である。 この事業は、 関係機関とのネットワーク、専門的な知識、経験、ノウハウ が求められる事業である。	
	2. 河川大清掃 ごみの投捨の防止に向けて、秋季 7 日間の日程で河川隣接地域の木材事業者 (名古屋水上交通組合) と共催で、水面に浮遊する塵芥、汚物等を除去する事業である。 この事業は、 関係機関とのネットワーク、専門的な知識、経験、ノウハウ が求められる事業である。	

主な事業の内容	<p>3. 清掃事業</p> <p>港湾区域内や堀川、新堀川及び中川運河を清掃船 2 隻によって巡回清掃を行い、航行船舶の安全及び港内の美化を保つ事業である。</p> <p>当団体の前身である民間企業の自主的な団体が設立され、堀川、新堀川及び黒川流域を清掃区域として事業が始まったが、その後、港の進展と相まって、名古屋市及び本組合からそれぞれ助成を受け、本格的に港湾区域内の清掃作業を開始している。</p> <p>また、名古屋港は都市河川の流入の多い港であることから、港湾河川の関係団体として、愛知県、東海市、知多市、弥富市及び飛島村からも助成を受けるに至っている経緯がある。</p> <p>この事業は、公平性、サービス水準の維持、安定的・継続的な実施が求められる事業である。また、関係機関とのネットワーク、専門的な知識、経験、ノウハウが求められる事業である。</p> <p>4. 大型漂流物除去事業</p> <p>港湾区域内の航行の障害となる大型漂流物の除去及び陸揚げ処理を行い、航行船舶の安全及び港内の美化を推進する事業である。</p> <p>この事業は、港湾管理者である本組合からの受託事業であり、公平性、サービス水準の維持、安定的・継続的な実施が求められる事業である。また、関係機関とのネットワーク、専門的な知識、経験、ノウハウが求められる事業である。</p>
---------	--

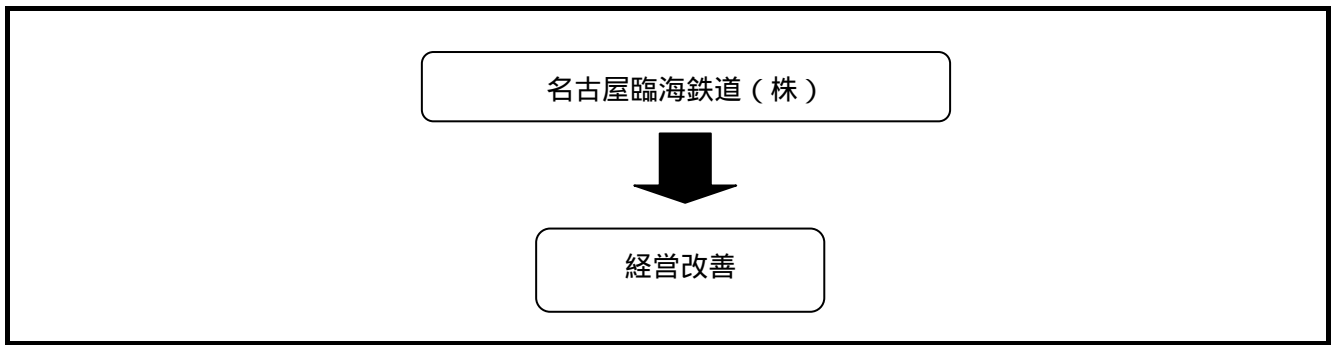
活用の方向性	<p>1. 事業の公益性 実施する事業は、航行船舶の安全及び港内の美化に加えて、地球環境の保全に貢献し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するため、公益性がある。</p> <p>2. 活用方針 (1) 啓蒙宣伝事業及び河川大清掃 港内の美化の呼びかけ、ゴミの投捨防止等の啓蒙宣伝は、当団体が保有する関係機関とのネットワーク、専門的な知識、経験、ノウハウが不可欠であるため、当団体を活用することで求められるサービスの質、量を確保していく。</p> <p>(2) 清掃事業及び大型漂流物除去事業 地理的特性や気象状況による海流からゴミ及び航路障害物の位置を予測するなど、当団体の前身である民間企業の自主的な団体が昭和10年の事業開始から蓄積してきた経験、ノウハウ及び本組合、海上保安庁、港湾関連企業といった関係団体との連携が求められるため、当団体を活用することで、求められるサービスの質、量を確保していく。</p>
経営改善方針	<p>運営の適切化、経費削減の実施</p> <p>主な取組み事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営の透明化に向けた方策の実施 ・ 会員数の維持・増加に向けた取組み ・ 当団体が発注する業務委託費の削減に向けた取組み
公益法人制度改革	<p>当団体が実施する事業は、公益性があると考えられるため、公益社団法人への移行を目指していく。</p> <p>なお、海面の清掃事業を実施する他の公共団体の外郭団体（特例民法法人）の公益認定の事例が現段階では無いため、その公益法人制度改革への対応の動向を注視していくこととする。</p>



今後のスケジュール					
区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
経営改善	経営戦略計画の策定		経営戦略計画に基づく取組みの実施		次期経営戦略計画の策定
					次期経営戦略計画に基づく取組みの実施

団体の概要	設立年月日	昭和 39 年 6 月 1 日			
	資本金	6 億円	本組合出資金	4 億円 (66.7%)	
	設立目的	当団体は、日本経済を牽引する中部圏のものづくり産業及び地域社会・経済の重要な基礎的資材である鉄鋼を不特定の利用者に安定的に供給することを目的とする。			
事業の内容	<p>公共的な鉄鋼埠頭の管理運営事業</p> <p>鉄鋼メーカーの各製鉄所では、自動車用鋼材、建設工事材料、鉄道レールなど特化して生産される製品があり、仕向地において当該製品を受け入れることができる倉庫、用地が必要となる。</p> <p>一方、港内に鉄鋼メーカー、商社等の自社の鉄鋼専用埠頭が立地しているものの、需要に応じた広大なヤード確保が困難な物理的問題から自社の埠頭のみでは対応が不可能となっている。</p> <p>こうした問題に対処するため、当団体は、名古屋港唯一の公共的な鉄鋼専用埠頭を管理運営し、中部圏のものづくり産業及び社会基盤施設の重要な基礎的資材である鉄鋼を不特定の利用者に安定的に供給する事業を実施し、地域経済の発展を支援している。</p> <p>実施する事業は、極めて公益性の高い事業であり、公平性、サービス水準の維持、安定的・継続的な運営が求められる事業である。</p>				

活用の方向性	<p>1．事業の公益性</p> <p>実施する事業は、地域社会・経済の重要な基礎的資材である鉄鋼を不特定の利用者に安定的に供給することであり、中部圏のものづくり産業を始めとした地域産業の発展に寄与しており、その受益の範囲は、地域経済へ広く及ぶため、公益性がある。</p>
	<p>2．活用方針</p> <p>事業の実施には、当団体が保有する専門的な知識、営業ノウハウ、公益性が不可欠であり、当団体への出資を維持することで、求められるサービスの質、量を確保していく。</p>
経営改善方針	<p>経費削減、収益の増加、経営の透明化</p> <p>主な取組み事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹部門である沿岸荷役事業の経費削減、収益の増加に向けた経営改善 ・ホームページを開設し、事業内容及び詳細な財務諸表を公表



今後のスケジュール					
区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
経営改善	経営戦略計画の策定 （「経営改善検討委員会（仮称）」の開催）		経営戦略計画に基づく取組みの実施		
				次期経営戦略計画の策定	次期経営戦略計画に基づく取組みの実施

団体の概要	設立年月日	昭和 40 年 1 月 23 日			
	資本金	15 億 7310 万円	本組合出資金	6 億円（38.1%）	
	設立目的	名古屋港南部地域（昭和・船見・潮見各ふ頭を含む。）における貨物の輸送力の増強と効率的処理を図る。			
事業の内容	<p>鉄道事業</p> <p>愛知県を始めとした中京圏に所在する自動車関連工場で生産された部品を東北地方へ運ぶため、当団体の愛知県東海市の名古屋南貨物駅から、JR 貨物（株）の盛岡貨物ターミナル駅の間を 1 日 2 往復（平日のみ）している。</p> <p>また、岐阜県大垣市赤坂町の金生山から名古屋港内の製鉄所へ石灰石を運ぶため、1 日 3 往復（日曜 1 往復）している。</p> <p>当団体は、主に上記貨物を鉄道輸送することにより、中部圏のものづくり産業の発展と環境負荷軽減に寄与している。</p> <p>実施する事業は、極めて公益性の高い事業であり、公平性、サービス水準の維持、安定的・継続的な実施が求められる事業である。</p>				

活用の方向性	<p>1．事業の公益性</p> <p>実施する事業は、自動車関連の部品及び製鉄用原材料等の輸送であり、中部圏のものづくり産業を始めとした地域産業の発展と環境負荷軽減に寄与しており、その受益の範囲は、地域経済へ広く及ぶため、公益性がある。</p>
	<p>2．活用方針</p> <p>事業の実施には、当団体が保有する鉄道事業の営業ノウハウ、公益性が不可欠であり、当団体への出資を維持することで、求められるサービスの質、量を確保していく。</p>
経営改善方針	<p>経費の削減、収益の増加、経営の透明化</p> <p>主な取組み事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹部門である鉄道事業の経費削減、収益の増加に向けた経営改善（ ） ・ 経営情報の公開の促進 <p>（ ）本組合が出資者として責任を積極的に果たすため、「経営改善検討委員会（仮称）」の設置を働きかけ、本組合も参画する。</p>

3. 外郭団体のあり方検討会の対象外とした3団体

以下の2団体は、港湾法の改正を踏まえながら、別途、検討を行います。

(財)名古屋港埠頭公社				
団体の概要	設立年月日	昭和46年10月22日		
	基本財産	2,000万円	本組合出捐金	2,000万円(100%)
	設立目的	<p>名古屋港における外貿コンテナ埠頭及びカーフェリー埠頭の建設並びに改良、維持、災害復旧その他の管理を総合的かつ効率的に行うことにより、名古屋港の機能の強化を図り、外国貿易の増進並びに住民の福祉の向上及び地域経済の発展に寄与する。</p> <p>港湾法第55条の7による特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付。</p>		
検討内容	<p>改正港湾法における港湾運営会社の役割や民の視点による港湾の一体経営のあり方の検討を進めるなかで、関係者と調整を行いながら、当団体のあり方を見直す。</p>			

名古屋コンテナ埠頭(株)				
団体の概要	設立年月日	昭和45年12月26日		
	資本金	30億5280万円	本組合出資金	15億2640万円(50%)
	設立目的	<p>コンテナ埠頭をコンテナ船運航船社に貸し付けることを目的として、埠頭の建設、運営を行う。(港湾管理者とコンテナ船運航船社の共同出資による特許会社方式)埠頭業及びこれに付帯関連する一切の事業。</p> <p>港湾法第55条の7による特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付。</p>		
検討内容	<p>改正港湾法における港湾運営会社の役割や民の視点による港湾の一体経営のあり方の検討を進めるなかで、関係者と調整を行いながら、当団体のあり方を見直す。</p>			

本組合以外(名古屋市)が主体的に設立した以下の団体は、あり方検討の対象外とします。

団体名		資本金	本組合出資金 (持株比率)
名古屋臨海高速 鉄道(株)	平成22年4月	15,700,000(千円)	376,800(千円) (2.4%)
	平成23年3月18日 現在	100,000(千円)	0円 (0.78%)

第3章 外郭団体に対する関与の考え方

1. 外郭団体の定義

外郭団体の定義は以下のとおりとします。

以下の4つのいずれかに該当し、かつ本組合が統一的な観点から必要な指導調整等を行う必要がある団体

本組合の出資・出捐が資本金等の25%以上である団体

本組合職員を派遣している団体

本組合が継続的な負担金等を財政支出している団体

本組合職員の役員就任等の人的支援を行っている団体

定義に該当する外郭団体の一覧は以下の通りである。

(財)名古屋みなと振興財団
(財)名古屋港緑地保全協会
(社)名古屋清港会
名古屋港鉄鋼埠頭(株)
名古屋臨海鉄道(株)
(財)名古屋港埠頭公社
名古屋コンテナ埠頭(株)

1 (財)名古屋港船員厚生施設運営会は平成25年度中に廃止

2 名古屋臨海高速鉄道(株)は平成23年度中に外郭団体の指定を解除

2. 財政的関与の見直し

各団体の法人の形態に加えて、事業の内容にも着目し、公益性の程度及び援助の必要性を厳格に確認したメリハリのある関与とします。

(1) 補助金

「公益事業」に対してのみ、補助金を交付できるものとします。

- ・公益事業に係る事業費については、地方自治法その他関係法令及び本組合補助金等交付規則に基づき、必要性等を判断のうえ、補助金を交付できるものとします。ただし、公益法人認定法等における公益目的事業以外については、必要性等の判断のほか、対象事業の公益性を厳格に確認するとともに、他団体・企業との公平性に留意します。
- ・収益事業に係る事業費については、法人形態の違いに関わらず、補助金を交付しません。

公益事業：公益法人認定法等における公益認定の基準（公益目的事業で、収支がゼロ又はマイナス。）を基本とし、本組合として厳格に確認することで、客観的にも公益上の必要性が認められる事業
収益事業：法人税法上の収益事業（公益法人認定法上の公益目的事業を除く。）及び上記以外の事業

(2) 契約

本組合と外郭団体との契約は「競争入札」を原則とし、企画競争・公募等を含めた「競争性のある契約方式」とします。

(3) 公有財産の貸付料等の減免

公益事業を行うために使用する場合に限り、公有財産の貸付料等の減免を行うこととします。

- ・政策上、減免の必要があり、法律・条例等で減免が可能な場合については、公益事業以外でも公有財産の貸付料等の減免を行うこととします。

(4) 出資・出捐

新たな出資・出捐は、公益上の必要性及び本組合出資・出捐の妥当性を厳格に審査したうえで行うこととします。

(5) その他の財政支援

貸付金等その他の財政支援についても、公益性及び必要性等を厳格に審査し、最小限のものとし、また、新たな損失補償については原則行わないこととします。

3. 人的関与の見直し

派遣法（ ）の趣旨に基づき、人的支援を行う必要がある団体に対して、職員を派遣することとします。

（ ）公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律

（1）職員派遣

職員派遣は、本組合が人的支援をすることの必要性及び派遣人数の妥当性を厳格に確認したうえで、必要最小限で行うこととします。

- ・派遣職員が従事する具体的な職務内容と本組合施策の関係等、本組合における行政目的の達成のために本組合が人的支援をすることの必要性を厳格に確認したうえで、派遣法その他関係法令等に基づき職員を派遣できるものとします。その場合であっても、職員の派遣は必要最小限のものとします。

（2）本組合職員の役員就任

外郭団体（株式会社を除く。）における本組合職員（常勤(派遣)・非常勤(充て職)を問わず）の理事就任割合を3分の1以下とします。

- ・公益法人認定法第5条第11号に定める、理事・監事の構成員数に関する考え方（いわゆる「役員の3分の1規定」）に準じて、外郭団体（株式会社を除く。）における本組合職員の理事就任割合を定めることにより、団体の自主的・自立的な運営を促すこととします。

附表 関与の原則（まとめ）

項目 / 事業分類			法人形態			
			公益社団・ 財団法人	一般社団・ 財団法人 (非営利型法人)	一般社団・ 財団法人 (非営利型法人 を除く。)	株式会社
	事業補助金 (事業に係る経費)	収益 事業	×			
		公益 事業		(公益性を厳格に確認)		
	契 約		競争入札が原則			
	公有財産の 貸付料等の減免	収益 事業	× (政策上、減免の必要があり、法律・条例等で 減免が可能な場合は減免を行う。)			
		公益 事業				
	出 資 ・ 出 捐					
職 員 派 遣		(必要最小限)				
本組合職員の役員就任		本組合職員の理事就任割合は3分の1以下			就任すること の必要性を厳 格に確認	

：可能

×：不可

おわりに

実に100年ぶりとなる公益法人制度改革が進められている中、外郭団体は歴史的な転換期を迎えています。

これからの外郭団体には、民間経営的発想に照らして自らをチェックし、サービスの競争力を高め、もって本組合が果たすべき港湾行政機能の強化に貢献することが求められていると再認識し、外郭団体の改革を進めていかねばなりません。

本組合では、過去に類似の団体を統合するなど、行政改革を実施してきましたが、今回は、外郭団体のあり方の検討について初めて包括的に取り組んでいます。

本書は、現段階での基本的な考え方を取りまとめたものです。このため、各団体の具体的取組みまで拘束しようとしているものではありませんが、各団体は本書の示す基本的な考え方をもとに、具体的な創意工夫を凝らして着実に取組みを進めることが必要となります。

また、同時に本組合においては、本書の実効性を持たせるべく指導する立場にあることから、各団体とコミュニケーションを取り、本書を進行管理していくこととなります。

両者のこうした行動の結果、港湾行政の一層の質の向上が果たされた時に、本書の意図が実現されることとなります。

こうしたことから、本書を端緒とした今後の取組みとして、特に以下の事項を重視して関係主体が当事者意識を持った取組みに邁進していくこととします。

～今後の取組み～

外郭団体

- ・ 本書の実現に向けた行動計画（経営改善への具体的な取組み、公益法人制度改革への具体的な取組み等）の策定及びその実施を行います。

本組合

- ・ 行政改革（概ね5年を目標）の実施項目に位置づけ、本書の進行管理をしていきます。なお、財政的関与・人的関与の見直しについては、目標値を設定し、引き続き関与の考え方に基づき取り組んでいきます。

外郭団体のあり方検討会委員

委員名	専門・役職等	備考
中澤 政直	公認会計士、税理士、中小企業診断士	座長
大槻 隆	弁護士、中小企業診断士、 愛知大学会計大学院会社法担当教授	
加藤 義人	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 研究開発第1部長	
神谷 紀子	税理士、名古屋大学法科大学院非常勤講師	

開催経緯

開催	開催日	検討内容
第1回会議	平成22年5月26日	・外郭団体の現状（事業内容、経営状況、関与）と課題
第2回会議	平成22年7月22日	・検討対象団体の論点と財務分析 ・公益法人制度改革への対応に向けた検討
第3回会議	平成22年7月28日	・外郭団体へのヒアリング
第4回会議	平成22年10月1日	・外郭団体のあり方の基本的な考え方
第5回会議	平成22年11月4日	・外郭団体の方向性（素案）
第6回会議	平成22年12月14日	・外郭団体のあり方（中間案）
第7回会議	平成23年2月3日	・外郭団体のあり方（案）